

★ 広島県物品管理規則及び広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の

一部を改正する規則（規則第四十一号）（総務事務課）

一 改正の要旨

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部が改正されたことに伴い、広島県物品管理規則及び広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則について、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十八年五月一日